（書類の交付）

第九条　第一条第一号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査で法第百八条の三十二の三第一項の認定を受けたもの（以下この条において「認定認知機能検査」という。）又は第一条第二号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（以下この条において「認定運転技能検査」という。）を行う者は、特定検査を受けた者からの申出により、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を交付するものとする。

一　認定認知機能検査を受けた者　次に掲げる事項を記載した書類

イ　認定認知機能検査を受けた者の住所、氏名及び生年月日

ロ　認定認知機能検査を受けた年月日

ハ　認定認知機能検査を受けた場所

ニ　認定認知機能検査の結果

二　認定運転技能検査を受けた者　次に掲げる事項を記載した書類

イ　認定運転技能検査を受けた者の住所、氏名及び生年月日

ロ　認定運転技能検査を受けた年月日

ハ　認定運転技能検査を受けた場所

ニ　認定運転技能検査の結果

（帳簿）

第十条　特定検査を行う者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定検査を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該特定検査の種別

二　特定検査の結果及び当該特定検査を行った年月日

三　特定検査に従事した運転免許取得者等検査員の氏名

２　特定検査を行う者は、前項の帳簿を当該特定検査を行った日から一年間保存しなければならない。

（電磁的方法による記録）

第十一条　前条第一項各号に掲げる事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十四条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（報告事項）

第十二条　府令第三十八条の四の七において読み替えて準用する同令第三十八条の四の六第一項第二号の国家公安委員会規則で定める事項は、運転免許取得者等検査に係る検査方法、検査結果及び年間の実施回数に関するものとする。

（認定の取消しの公示）

第十三条　公安委員会は、法第百八条の三十二の三第二項において読み替えて準用する法第百八条の三十二の二第五項の規定による認定の取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

（電磁的記録媒体による手続）

第十四条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、公安委員会が定めるところにより、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　申請書　第六条第一項

二　定款　第六条第二項

三　名簿　第六条第二項

四　器材の一覧表　第六条第二項

五　検査計画書　第六条第二項

附　則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の施行の日（令和四年五月十三日）から施行する。